

## 1 第10次目黒区交通安全計画素案に対するパブリックコメントの実施結果について

### (1) 意見募集期間

令和3年2月26日(金)から3年4月6日(火)まで

### (2) 周知方法

#### ア 掲載場所

めぐろ区報 (令和3年3月5日号)

区ホームページ (令和3年2月26日(金)から3年4月6日(火)まで)

#### イ 閲覧場所

目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー、6階土木管理課、地区サービス事務所(東部を除く)、住区センター、図書館

### (3) 意見提出状況

	個人	団体	議会	合計
提出者数	6 (メール5、書面1)	2 (メール2)	2 (メール2)	10 (メール9、書面1)
意見件数	9	5	22	36

### (4) 意見に対する対応区分別の件数

対応区分	内容	件数
1	ご意見の趣旨を踏まえて、計画案に反映します。	10
2	ご意見の趣旨は素案に取り上げており、その趣旨に沿って取り組みます。	19
3	ご意見の趣旨は計画案には取り上げませんが、今後事業実施の中で趣旨も踏まえて努力します。	4
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	0
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	0
6	その他	3
合計		36

## 2 意見内容と検討結果

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	所管	対応区分	検討結果
<b>第1部総論／第5章第9次目黒区交通安全計画と自転車活用等の推進／第3交通安全対策の課題</b>						
1	議会	メール	<b>【自転車安全利用条例の周知について】</b> 「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を知らない区民が多いため、周知活動の必要性を追加すべきである。	都市整備部	1	令和2年10月1日、「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行しました。これまで、条例施行に係るパンフレットを庁舎等に掲載するとともに、保育園・幼稚園、区立小・中学校の保護者に条例の内容を説明してまいりました。ご意見につきましては、その趣旨を踏まえ「3自転車対策」に追加いたします。
2	議会	メール	<b>【自転車利用における安全対策について】</b> 新しい日常における自転車利用者増加や宅配事業者増加に対する総合的な自転車利用対策の必要性を追加すべきである。	都市整備部	1	コロナ禍において自転車の利用が広がっています。食品等の宅配需要の高まりから、配達員が自転車で街中を走る光景もよく見られますが、「スマートフォンを見ながら運転している」、「歩行者にぶつかりそう」などの苦情や歩行者との接触事故も発生しています。ご意見につきましては、その趣旨を踏まえ「3自転車対策」に追加いたします。
<b>第2部第10次目黒区交通安全計画の目標と施策体系／第1章計画の目標／第1目標像</b>						
3	議会	メール	<b>【計画の推進について】</b> 子ども、高齢者等を事故から守り、自動車優先から歩行者優先の交通安全対策を進める観点から、目標像を「歩行者が安心して歩けるやさしさのあるまち」としたのは評価できる。また、自動車優先から歩行者・自転車優先の交通政策という流れからも、計画の枠組みを交通安全対策と自転車活用の推進とセットにして、総合的な交通安全対策の推進と位置付けたことも合理的であり、計画の趣旨に沿って推進して欲しい。	都市整備部	2	区道の平均幅員は約4.8mと狭く、見通しの悪い交差点や急な坂道が多く存在する一方、コロナ禍において、電車やバスなどの公共交通を回避した自転車利用も多くなっています。今後、交通安全対策の推進とともに、自転車活用の推進と同時に安全利用の定着を目指しています。ご意見につきましては、その趣旨に沿って計画を推進してまいります。
4	団体	メール	<b>【計画の内容について】</b> 素案では様々な観点が網羅的に書かれているが、1つひとつについてどのような取り組みを計画しているのかは読み切れないため、具体的な内容を教えて欲しい。	都市整備部	6	目黒区交通安全計画は、令和3年度から令和7年度までの期間、交通安全対策の推進とともに、自転車活用の推進と同時に安全利用の定着を目指す総合的な計画です。個々の具体的な対策につきましては、安全対策の進捗状況や自転車安全利用の定着状況に応じ、区、関係団体及び関係機関が連携して取り組んでまいります。

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	所管	対応区分	検討結果
<b>第3部分野別施策／第1章交通安全対策／第1自転車利用者を対象とした安全対策（重点事項）／取組1-1：自転車利用ルールの周知、安全運転の徹底</b>						
5	個人	メール	<p><b>【歩道走行の取り締まりについて】</b>            区内に歩行者が安心して通行できる場所は存在しない。自転車が直近を通り過ぎるたびに「ヒヤリ」とする。人が歩く歩道は自転車の走行を禁止し、違反者の取り締まりの強化を求める。</p>	警察署	2	<p>道路交通法では、自転車の危険行為で3年以内に2回以上摘発されると、自転車運転者講習会の受講が命ぜられ、期間内に受講しないと5万円以下の罰金となります。</p> <p>また、自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化するとともに、信号無視や一時不停止など悪質・危険な違反者に対して、取締りを強化してまいります。</p>
6	個人	メール	<p><b>【歩道走行の禁止について】</b>            昨今、自転車に付属されたライトの光が強く、人や物が見えづらさを体験しており自転車及び電動アシスト自転車の歩道走行の禁止を求める。</p>	警察署 都市整備部	2	<p>道路交通法では、自転車は軽車両に区分されており、車道走行が原則で歩道走行は例外です。ただし、13歳未満の子どもと70歳以上の高齢者などは歩道を通行することができます。また、「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道も通行することができます。いずれにしましても歩道は歩行者優先であることから、区と警察が連携して歩道通行の仕方について周知してまいります。</p>
7	個人	メール	<p><b>【交通ルール周知、罰則について】</b>            コロナ禍で自転車利用者が増えているが、交通ルールを知らない人が多い。交通ルールの周知、違反者への罰則、定期的な講習会を行うべきである。また、歩きスマホへの罰則を設けて欲しい。</p>	警察署 都市整備部	2	<p>令和2年10月、「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行しました。自転車利用者が交通ルールを知り、守り、そして実践できるよう、啓発ビラの掲示をはじめ、自転車保険の加入やヘルメット着用の推進など、自転車利用に係る安全意識が変わるよう取組を進めています。また、引き続き地域で開催される自転車安全教室の支援を行ってまいります。</p> <p>なお、歩きスマホへの対策につきましては、罰則規定はありませんが、安全な歩行空間を目指して区と警察が連携して取り組んでまいります。</p>
8	個人	メール	<p><b>【交通ルールの周知徹底について】</b>            日々、自転車の歩道走行に危険を感じている。特に、子どもを乗せた電動自転車は、人の脇をスピードを出しすり抜けていく。交差点では一旦停止しない。自転車利用のルール徹底と遵守を促すべきである。</p>	警察署 都市整備部	2	<p>道路交通法では、自転車は軽車両に区分されています。危険行為など交通ルール違反として摘発されると、自転車運転者講習の受講が命じられ、受講しない場合は罰金が科されます。ご意見の趣旨に沿って、安全な自転車利用の啓発を行い、交通ルールの遵守を促します。</p>

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	所管	対応区分	検討結果
9	議会	メール	<p><b>【宅配事業者へのルール周知について】</b>  自転車交通ルールを周知徹底するため、強化する周知対象に事故の割合が高い中学生や高校生を挙げているが、自転車を利用する宅配事業者も追加すべきである。</p>	警察署 都市整備部	1	<p>コロナ禍において自転車の利用が広がっています。食品等の宅配需要の高まりから、配達員が自転車で街中を走る光景もよく見られますが、「スマートフォンを見ながら運転している」、「歩行者にぶつかりそう」などの苦情や歩行者との接触事故も発生しています。ご意見につきましては、その趣旨を踏まえ「施策①自転車交通ルールの周知徹底」に追加いたします。</p>
10	議会	メール	<p><b>【夜間の取締り、盗難対策について】</b>  自転車の交通違反者に対する指導、取締りの強化について、特に実効性の担保の点から夜間の取締り実施や盗難自転車対策を盛り込むべきである。</p>	警察署	1	<p>自転車は、通勤や通学、買い物等で手軽に利用できる便利な乗り物ですが、夜間はライトを点灯して利用しなければなりません。また、施錠をせず停めたままにしていると盗まれてしまいます。自転車が安全に利用されるよう夜間の取り締まりはじめ、施錠も必要です。ご意見につきましては、その趣旨を踏まえ「施策②交通違反者に対する指導、取締りの強化」に追加いたします。</p>
<p><b>第3部分野別施策／第1章交通安全対策／第2子どもを対象とした交通安全対策（重点事項）／取組2-2：子どもを対象とした交通安全施設の整備</b></p>						
11	議会	メール	<p><b>【スクールゾーンの見直しについて】</b>  スクールゾーンは、午前5時間制導入に伴う交通規制時間帯の見直しとしているが、学校の新しい生活様式に伴う土曜授業実施等の曜日設定についても見直し対象とすべきである。</p>	警察署 都市整備部 教育委員会	3	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により学校を長期にわたり臨時休業したことから、土曜日授業を月2回程度実施しました。その際は、警察や生活安全パトロール（青パト）の見回りなどにより児童の安全確保に努めました。</p> <p>令和3年度は現在のところ同規模の土曜授業は実施していませんが、ご意見につきましては、状況に応じて学校や地域と連携し、その趣旨を踏まえ事業実施の中で努力します。</p> <p>なお、令和3年度は午前5時間制導入に伴いスクールゾーンの交通規制時間帯が児童の登校実態と合わなくなっている学校に対し、交通規制時間帯の変更申請から変更されるまでの間、委託により規制時間前の見守り体制の強化を図ります。</p>
12	議会	メール	<p><b>【安全施設設置、通学路見直しについて】</b>  交通安全施設の整備や交通環境の整備の記載はあるが、危険箇所について、信号機や道路標識、ガードレールなど安全施設の設置、危険箇所を回避する通学路の見直しなど、効果的な改善を進める趣旨の記載を、子どもの安全対策として強調すべきである。</p>	警察署 都第二建設事務所 危機管理部 都市整備部 教育委員会	2	<p>本区では、園児を巻き込んだ交通事故の発生を踏まえ、緊急点検を実施しました。また、小学校の通学路においても、定期的に安全点検を実施し、交通管理者、道路管理者、保護者及び地域の方々と一緒に、様々な視点から危険箇所を洗い出し、安全対策を推進しています。</p> <p>子どもを対象とした交通安全施設の整備につきましては、通学路の交通安全環境整備やスクールゾーンの見直しの中で取り組んでまいります。</p>

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	所管	対応区分	検討結果
<b>第3部分野別施策／第1章交通安全対策／第2子どもを対象とした交通安全対策（重点事項）／取組2-3：保護者を通じた交通安全教育</b>						
13	個人	メール	【保護者に対する安全講習について】 最近、お子さんを乗せた電動自転車の利用が多くなっているが交通ルールを無視した利用を目にする。自転車の販売時や保育園に送迎する保護者を対象として交通規則の講習を行うと安全意識が高まる。	警察署 子育て支援部 都市整備部	2	モデル地区を選定し、子どもを乗せている自転車利用者（保護者）に対し交通環境を整備するとともに、自転車利用のルールや自転車保険及びヘルメット着用の努力義務等、安全利用に係る啓発を行います。また、自転車商組合等と連携を強化し、自転車販売時に安全利用の周知を行います。
14	個人	メール	【子どもと保護者の安全教室について】 自転車利用など、子どもたちは親の行動を見て育つ。子どもたちへの交通安全教室とともに、保護者への交通安全教室も必要である。	警察署 子育て支援部 都市整備部 教育委員会	2	子どもの交通安全教育に、保護者も一緒に参加することにより、保護者の意識改革にもつながります。 児童館や学童保育クラブ、地域のイベントなどにおいて、警察署との連携を強化し、子どもと保護者が一緒に交通安全を学習するための場を設けるとともに、保護者向けにインターネット等を活用した情報提供を行います。
<b>第3部分野別施策／第1章交通安全対策／第3高齢者を対象とした交通安全対策（重点事項）／取組3-1：安全意識の醸成</b>						
15	議会	メール	【高齢者への安全啓発について】 高齢者に向けた啓発の充実について、地域の関係団体等に所属していない高齢者に向けた交通安全啓発に、地域包括支援センターとシルバー人材センターとの連携を追加すると良い。	警察署 健康福祉部 都市整備部	3	高齢者に向けた交通安全啓発は、地域で開催される交通安全教室や交通安全区民のつどいなどにおいて実施しているところです。更なる啓発活動といたしまして、地域の関係団体等に所属していない方々へは、地域包括支援センターやシルバー人材センターとの連携も大切だと考えております。ご意見につきましては、その趣旨を踏まえ今後の事業実施の中で努力してまいります。
<b>第3部分野別施策／第1章交通安全対策／第4誰もが安心できる交通安全対策／取組4-1：地域や団体、企業への支援</b>						
16	議会	メール	【宅配事業者に対する安全啓発について】 交通安全対策に関する地域や団体、企業への支援について、運転者を雇用する企業への安全教育の充実を求めていく取り組みについて、宅配事業者を追加すべきである。	警察署 都市整備部	1	商品の配送事業者には、運転者に対し安全教育を行う必要があります。ご意見につきましては、その趣旨を踏まえ「施策⑤企業における安全対策」に追加いたします。
17	議会	メール	【企業に対する安全啓発について】 自転車を業務に使用している事業者を対象とした指導、啓発を追加すべきである。	警察署 都市整備部	1	コロナ禍において自転車の利用が広がっています。食品等の宅配需要の高まりから、配達員が自転車で街中を走る光景もよく見られますが、「スマートフォンを見ながら運転している」、「歩行者にぶつかりそう」などの苦情や歩行者との接触事故も発生しています。ご意見につきましては、その趣旨を踏まえ「施策⑤企業における安全対策」に追加いたします。

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	所管	対応区分	検討結果
18	議会	メール	【交通事業者に対する安全啓発について】 区内を走る路線バスには、狭い道を走行ルートとしているバスもあることから、特に、公共交通事業者に対する労働条件の整備を含め、安全教育の徹底を促すこと。	警察署 都市整備部	2	区内では、東急バス、小田急バスが29路線で営業しています。幅員が広い国道や都道のほか、区道も営業路線となっています。バス運行に係る安全教育については、それぞれのバス会社の交通安全管理者との連携により徹底してまいります。
<b>第3部分野別施策／第1章交通安全対策／第5 交通違反の防止対策／取組5-2：駐車違反対策の推進</b>						
19	議会	メール	【大規模建築物周辺の交通環境について】 大規模建築物周辺において、違法駐車の影響とともに、生活道路に自動車が入り込まないような交通誘導を、事業者などに義務付ける対策を講じるべきである。	警察署 都市整備部	2	事業者や商店等では、日々、商品の集配が行われます。その際、集配車両は荷捌きスペースでの作業が基本となりますが、道路での積み下ろしも見受けられます。違法駐車対策については駐車場の付置義務により引き続き取り組んでまいります。 また、生活道路への自動車の入り込みについては、交通規制が遵守されるよう、事業者に対して促してまいります。
<b>第3部分野別施策／第1章交通安全対策／第5 交通違反の防止対策／取組5-4：その他交通違反の予防対策・取締り</b>						
20	個人	メール	【電動スクーターの走行について】 電動モーターで走っているスクーターはかなりのスピードで歩道を走っている。安全確保の観点から、歩道、車道のいずれを走るのか区別して欲しい。	警察署 都市整備部	6	電動スクーターは、道路交通法及び道路運送車両法で「原動機付自転車」に分類され、運転免許証が必要となります。運転者は、道路交通法に基づき車道走行がルールとなります。
<b>第3部分野別施策／第1章交通安全対策／第6 交通環境等の整備／取組6-1：交通安全施設の整備</b>						
21	個人	書面	【交通標識の標示内容について】 淡島通り交差点から田道小学校前の山手通りの歩道に設置された大人と子どもが手をつないでいる標識について、警察が講習会等で使用しているものとは違う標示となっている。	都第二建設事務所 警察署	6	警察が表示している標識は規制標識であり、本区間の標識は法定外標識の為、異なる標識となっています。
22	個人	メール	【交通規制の路面標示について】 交通安全対策としてまだ改善すべき点がある。速度規制や止まれ標識を無視した行為があるので、人間の視覚を利用した路面塗装工事をしてはどうか。	警察署 都市整備部	2	道路には、最高速度や止まれなどの規制を知らせる「規制標識」、停止線の位置などを知らせる「指示標示」等があります。また、路側帯のグリーンベルトや停止線手前の注意喚起など、路面に塗装を行い交通安全対策を行ってまいります。

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	所管	対応区分	検討結果
23	議会	メール	【信号制御と通学路について】 信号制御による交通安全対策において、対象とする場所に通学路を追記すべきである。	警察署	3	区では、小学校の通学路において、定期的に安全点検を実施しています。交通管理者、道路管理者、保護者及び地域の皆さんと一緒に、多角的な視点から危険箇所を洗い出し、安全対策を講じているところです。通学路の信号機につきましては、通学路を含めての安全点検の結果に基づき現場状況に合わせた対応を行ってまいります。
<b>第3部分野別施策／第1章交通安全対策／第6交通環境等の整備／取組6-2：交通環境の整備</b>						
24	議会	メール	【歩行空間のバリアフリー化について】 交通安全施設の整備における歩行者空間のバリアフリー化に関し、条件に合うところは歩道橋から横断歩道への切り替えを促進するなど、計画に盛り込むべきである。	国道事務所 都第二建設事務所 警察署	2	本区は、「目黒区交通バリアフリー推進基本構想」に基づき、誰もが安全で円滑に移動ができるようバリアフリー化を進めています。歩道橋から横断歩道への切り替えにつきましては、交通量や道路状況に応じた対応を進めてまいります。
<b>第3部分野別施策／第1章交通安全対策／第6交通環境等の整備／取組6-3：道路の適正利用の推進</b>						
25	議会	メール	【放置禁止区域以外の放置対策について】 放置自転車対策について、放置禁止区域の見直し及び周知は継続して取り組んでいくが、放置禁止区域外の放置自転車対策に関する検討も盛り込む必要がある。	警察署 国道事務所 都第二建設事務所 都市整備部	1	本区の放置自転車対策は、自転車の放置が恒常的な地域を放置禁止区域に指定し警告後即時に撤去を行うとともに、撤去放置禁止区域外では警告後一定期間経過後に撤去を行っています。いずれのケースも通行を阻害し、景観を損ねています。ご意見につきましては、その趣旨を踏まえ「施策③道路の不正使用の根絶」に追加いたします。
26	議会	メール	【道路の不法使用について】 道路上における不正使用物件に、近年増加しているカラーコーン付違反広告物を追加すべきである。	警察署 国道事務所 都第二建設事務所 都市整備部	1	区内では、不動産売買等を目的としたカラーコーンに貼り付けた違法広告が後を絶ちません。カラーコーンは、通行阻害し、景観を損ねています。ご意見につきましては、その趣旨を踏まえ「施策③道路の不正使用の根絶」に追加いたします。
<b>第3部分野別施策／第1章交通安全対策／第7救急救命・災害時に備えた交通安全対策／取組7-2：災害時の交通安全確保</b>						
27	議会	メール	【無電柱化事業補助制度の活用について】 無電柱化の推進について、推進していく手法に、東京都の無電柱化事業補助制度等の活用を盛り込むべきである。	都第二建設事務所 都市整備部	1	本区の無電柱化事業は、国の補助金及び東京都の「区市町村無電柱化事業に対する都費補助」や「チャレンジ支援事業制度」を活用し実施しています。ご意見につきましては、その趣旨を踏まえ「②無電柱化の推進」に追加いたします。

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	所管	対応区分	検討結果
<b>第3部分野別施策／第2章自転車活用の推進／第1自転車安全利用に対する取組／1基本的な考え方</b>						
28	議会	メール	【宅配事業者への安全啓発について】 自転車安全利用に対する取組について、新しい日常で増加している自転車を利用した宅配事業者に対する適正利用の周知と啓発を追加すべきである。	警察署 都市整備部	1	コロナ禍において、自転車を利用したデリバリー配達員による交通違反や交通事故が発生しています。宅配事業者には、配達員の安全教育に対する啓発を行っていく必要があります。ご意見につきましては、その趣旨を踏まえ「1基本的な考え方」に追加いたします。
<b>第3部分野別施策／第2章自転車活用の推進／第2自転車シェアリング事業の推進／取組2-1：自転車シェアリング事業の推進</b>						
29	団体	メール	【サイクルポートの拡充について】 区内の自転車シェアリングは、2事業者が行っているが、サイクルポート拡充のために総合的な普及計画と支援が必要ではないか。	都市整備部	2	本区の自転車シェアリング事業は、特別区11区と連携し広域的に相互乗り入れが可能なシステムとなっています。現在、11区の間で相互乗り入れによるシステムとなっていることから、他の事業者と連携することはできませんが、多くの方々に便利にご利用いただけるよう、サイクルポートの計画的な整備と事業者への支援に努めてまいります。
30	議会	メール	【サイクルポートの整備について】 自転車シェアリング事業の推進に関し、新たなサイクルポートの整備においては、地域偏在のないよう整備することを明記すべきである。	都市整備部	2	自転車を借り、返す場所となるサイクルポートの整備は、一定面積の土地が必要となります。区有地をはじめとして整備しており、現在、民間の敷地をお借りするための交渉を進めているところです。多くの方々に便利にご利用いただくために、地域偏在がないようサイクルポートの整備をしてまいります。
31	議会	メール	【区と民間事業者の役割について】 自転車シェアリング事業について、素案では民間事業者と連携して取り組んでいくとしているが、全区展開やサイクルポートの拡充を目指すうえで、区の役割、民間事業者の役割を具体的に明確にすること。	都市整備部	2	本区の自転車シェアリング事業は、事業主体は区、事業運営は民間事業者が収益をもって運営しています。多くの方々に便利に自転車シェアリングをご利用いただくため、サイクルポートの整備は重要となります。利便性をさらに高めていくため、民間事業者との役割を明確にしております。
<b>第3部分野別施策／第2章自転車活用の推進／第3自転車利用環境の整備／取組3-1：自転車利用環境の整備</b>						
32	団体	メール	【東京都計画と区計画との整合について】 環七通り、山手通り、自由通りの全線及び一部区間は「目黒区自転車走行環境整備計画」による自転車走行環境整備路線であるが、「東京都自転車通行空間整備推進計画（案）」では整備路線から除外されているため、整合を図るべきである。	都第二建設事務所 都市整備部	2	区では平成30年3月に目黒区自転車走行環境整備計画を定め、都道1.5kmを含め計画路線79.2kmを選定しており、自転車利用の多い路線から段階的に整備を行い、自転車ネットワークの形成に取り組んでおります。 自転車通行空間ネットワーク計画調整会議を通じて、各道路管理者及び交通管理者と連携しながら取り組んでまいります。



番号	区分	種別	意見内容（要旨）	所管	対応区分	検討結果
33	団体	メール	<p><b>【ブルーレーン、ナビライン整備について】</b></p> <p>①駅周辺の区道では、朝夕の通勤通学時の交通量から自転車の接触事故が多くなっている。この時間帯において、自転車が安心・安全に通行できるよう、自転車ナビマークのほか、自転車ブルーレーンの整備を要望する。</p> <p>②自転車通行帯の整備は、主に自転車ナビマークが採用されているが、交通量の多い路線は自転車ナビマークのほか、ナビラインを整備し「自転車ナビマーク・自転車ナビライン」として整備にすべきである。</p>	国道事務所 都第二建設事務所 都市整備部	2	<p>自転車走行環境整備は、既存の道路空間のなかで整備しています。幅員が広い道路では、車道には自転車レーン（普通自転車専用通行帯）や自転車ナビマーク・自転車ナビラインを整備し、歩道には舗装の色分けなどによる自転車通行空間を整備しています。</p> <p>自転車ナビマーク等整備手法につきましては、車道又は歩道の幅員に応じて適切に整備してまいります。</p>
34	議会	メール	<p><b>【自転車レーンの設置について】</b></p> <p>自転車走行環境の整備について、多くが区道の幅員が狭いという目黒区内の条件を考慮しても、基本的に自転車レーンを設置できる区道については、設置を促進していくことを盛り込むこと。</p>	国道事務所 都第二建設事務所 都市整備部	2	<p>自転車走行環境整備は、既存の道路空間のなかで整備しています。幅員が広い道路では、車道には自転車レーン（普通自転車専用通行帯）や自転車ナビマーク・自転車ナビラインを整備し、歩道には舗装の色分けなどによる自転車通行空間を整備しています。</p> <p>自転車ナビマーク等整備につきましては、区内条件を考慮し自転車レーンの設置を促進してまいります。</p>
<b>第3部分野別施策／第2章自転車活用の推進／第4健康増進・観光振興に係る取組／取組4-2：観光振興に向けた自転車の活用</b>						
35	議会	メール	<p><b>【シェアリングと観光振興について】</b></p> <p>自転車シェアリングと連携した観光振興を推進するため、取り組み内容に、めぐろ観光まちづくり協会との連携を盛り込むべきである。</p>	文化・スポーツ部 都市整備部	3	<p>区民の方々の健康増進や観光の振興を推進するため、今後、自転車シェアリングとの連携を図っていきます。来訪者が区内の名所を散策できるよう、めぐろ観光まちづくり協会との連携は必要と考えていますので、ご意見の趣旨につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

番号	区分	種別	意見内容（要旨）	所管	対応区分	検討結果
<b>第3部分野別施策／第2章自転車活用の推進／第4健康増進・観光振興に係る取組／取組4－3 自転車通勤の促進</b>						
36	団体	メール	<p><b>【中・高生に対する講習について】</b>  中・高校生の自転車通学者に対する利用の講習会や通学者への支援を行ってほしい。</p>	警察署 都市整備部 教育委員会	2	<p>中学生の自転車安全利用につきましては、「施策③学校（幼稚園）における交通安全教育」において、取り組んでまいります。</p> <p>高校生に対する安全教育は、「第1章交通安全対策、第1 自転車利用者を対象とした交通安全対策、取組1-1 自転車利用ルールの周知・安全運転の徹底」において取り組んでまいります。</p> <p>また、通学者に対する講習会や通学者の支援につきましては、各校からの要望に基づいて個々に対応してまいります。</p>